

公認会計士試験

会計力の限界突破!

アカ凸<sup>®</sup>

監査論テキスト

全体構造編

(短答&論文 共通対策)



# 1. アカ凸監査論 目次一覧表

表題	見出し番号	主要論点	重要度		リファレンス (目次番号)	
			短答	論文		
第1章 総論 (G)	財務諸表監査総論	監査	B	B	G10	
		財務諸表	B	A	G11	
		財務諸表監査	A	A	G12	
	会計の基準(GAAP)と 監査の基準(GAAS)	G20	適用される財務報告の枠組み(GAAP)	A	B	G20
			一般に公正妥当と認められる監査の基準(GAAS)	A	A	G21
			監査基準(総論)	A	A	G22
			監査基準委員会報告書の体系	C	A	G23
			監査基準委員会報告書の構成	B	B	G24
	二重責任の原則	G30	二重責任の原則	A	A	G30
			経営者の責任	A	A	G31
			監査人の責任	A	A	G32
			F/S監査の目的(まとめ)	A	A	G33
	第2章 監査主体論 (H)	監査人の人的条件	監査人の人的条件(まとめ)	A	A	H10
期待ギャップ			A	A	H11	
精神的独立性			A	A	H12	
外観的独立性			A	A	H13	
職業的専門家としての正当な注意			A	A	H14	
職業的専門家としての懐疑心(職業的懐疑心)			A	A	H15	
職業的専門家としての判断			A	B	H16	
公認会計士と監査法人		H20	公認会計士	A	B	H20
			監査法人	A	B	H21
			監査法人における監査人の分類	C	C	H22
公認会計士法		H30	公認会計士法	A	C	H30
			独立性に関する規定	A	C	H31
倫理規則		H40	概念的枠組みアプローチ	A	B	H40
			守秘義務の原則	A	B	H41
			その他の重要規定	A	B	H42
監査人の法的責任 (罰則規定)		H50	民事責任(損害賠償責任)	B	B	H50
			刑事責任(司法機関が加える社会的制裁)	C	C	H51
			行政処分(行政機関が加える社会的制裁)	A	C	H52
第3章 監査実施論 (J)		監査プロセス一巡	監査のプロセス	A	A	J10
			監査要点	A	A	J11
			監査手続	A	A	J12
	監査証拠		A	A	J13	
	十分かつ適切な監査証拠		A	A	J14	
	意見表明のための基礎		A	A	J15	
	監査手続	J20	確認	A	A	J20
			分析的手続	A	A	J21
			棚卸資産の実在性と状態	A	A	J22
			会計上の見積りの監査	A	A	J23
			経営者確認書	A	A	J24
	試査	J30	精査と試査	A	A	J30
			監査サンプリングによる試査	A	B	J31
			サンプリングリスク	A	B	J32
			ノンサンプリングリスク	A	B	J33
			特定項目抽出による試査	A	B	J34

表題	見出し番号	主要論点	重要度		リファレンス (目次番号)		
			短答	論文			
第3章 監査実施論 (J)	リスク・アプローチ	リスク・アプローチ総論	A	A	J40		
		監査リスク(AR)	A	A	J41		
		重要な虚偽表示リスク(RMM)	A	A	J42		
		事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ	A	A	J43		
		リスク・アプローチに基づく監査の歴史的変遷	A	A	J44		
	監査計画と重要性	J50	監査計画	A	A	J50	
			監査の計画及び実施における重要性	A	A	J51	
			監査の過程で識別した虚偽表示の評価	A	A	J52	
	リスク評価手続と リスク対応手続	J60	リスク評価手続とリスク対応手続の全体像	A	A	J60	
			リスク評価手続	A	A	J61	
			全般的な対応	A	A	J62	
			リスク対応手続	A	A	J63	
			運用評価手続	A	A	J64	
			実証手続	A	A	J65	
			特別な検討を必要とするリスク	A	A	J66	
			実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク	A	A	J67	
			リスクアプローチと監査手続の関係	A	A	J68	
	他者の作業の利用	J70	他者の作業の利用について(総論)	A	A	J70	
			グループ監査	A	A	J71	
			内部監査人の作業の利用	B	B	J72	
			専門家の業務の利用	A	B	J73	
			グループ監査(重要論点)	B	A	J74	
			内部監査人の作業の利用(重要論点)	A	B	J75	
			業務委託企業の監査上の考慮事項	C	C	J76	
			関連当事者	B	C	J77	
	第4章 監査報告論 (R)	監査報告書(基本)	R10	監査報告書	A	A	R10
				監査意見に関する基本原則	A	A	R11
				除外事項	A	A	R12
意見に関する除外				A	A	R13	
監査範囲の制約				A	A	R14	
未確定事項				A	A	R15	
監査報告書(応用)		R20	追記情報	A	A	R20	
			会計方針の変更	A	A	R21	
			重要な偶発事象	B	A	R22	
			重要な後発事象	A	A	R23	
			事後判明事実	A	B	R24	
			監査上の主要な検討事項(KAM)	A	A	R25	
			「その他の記載内容」に係る改訂の経緯と背景	A	A	R26	
			その他の記載内容	A	A	R27	
財務報告の枠組み		R30	過年度の比較情報	A	C	R28	
			財務報告の枠組み(一般目的vs特別目的)	A	A	R30	
			監査意見の枠組み(適正表示vs準拠性)	A	B	R31	
			特別目的の財務報告の枠組み	B	B	R32	
			特別目的のF/Sに対する監査	A	B	R33	
			特別目的のF/Sにおける特定のニーズ(具体例)	A	B	R34	
			個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査	C	C	R35	
要約財務諸表に関する報告業務		B	B	R36			

表題	見出し 番号	主要論点	重要度		リファレンス (目次番号)	
			短答	論文		
第5章 横断的論点 (X)	不正	不正及び誤謬	A	A	X10	
		不正な財務報告(粉飾)	A	A	X11	
		資産の流用	A	A	X12	
		不正リスク要因	C	C	X13	
		不正に対する責任	B	A	X14	
		不正に係る監査人の対応	A	A	X15	
		不正リスク対応基準(総論)	A	A	X16	
		不正リスク対応基準(主な内容)	A	A	X17	
	違法行為	X20	違法行為	B	B	X20
			違法行為に係る監査人の対応	A	B	X21
	継続企業の前提	X30	継続企業の前提	A	A	X30
			経営者の対応	B	B	X31
			監査人の対応	A	A	X32
	監査調書	X40	監査調書	A	A	X40
	品質管理	X50	品質管理総論	A	A	X50
			監査基準における品質管理	A	A	X51
			品質管理基準及び実務指針における品質管理	A	B	X52
	監査業務の引継	X60	監査業務の契約条件の合意	C	C	X60
			初年度監査の期首残高	B	B	X61
			監査人の交代	A	B	X62
	コミュニケーション	X70	監査役等とのコミュニケーション	A	B	X70
内部統制の不備に関するコミュニケーション			A	B	X71	
第6章 監査制度論 (S)	金融商品取引法監査	S10	金融商品取引法	A	B	S10
	会社法監査	S20	会社法	A	C	S20
			会計監査人	A	C	S21
			会計監査人監査	B	A	S22
	中間監査	S30	中間監査	C	B	S30
	四半期レビュー	S40	四半期レビュー総論	A	A	S40
			四半期レビューの実施基準	A	A	S41
			四半期レビュー報告書	A	A	S42
			除外事項	A	A	S43
			まとめ(年度vs中間vs四半期)	A	A	S44
	内部統制監査	S50	内部統制	B	A	S50
			内部統制監査総論	A	A	S51
			経営者による内部統制の構築	C	A	S52
			経営者による内部統制の評価・報告	A	A	S53
			監査人による内部統制の監査	A	A	S54
			内部統制監査報告書	A	A	S55
			内部統制監査報告書に係る除外事項	B	B	S56
			内部統制監査報告書に係る追記情報	A	B	S57
	保証業務	S60	各種業務の比較(年度vs内部vs中間vs四半期)	A	A	S58
			保証業務	A	C	S60
			保証業務の全体像	A	C	S61
保証報告書			A	C	S62	
公認会計士の業務範囲			A	C	S63	

オレンジのハイライトは ver.2.0 において、テキストの追加実装が確定している論点です。

## 2. 監査論における出題範囲と重要度について

監査論における出題範囲	重要度		テキスト 略称	コメント
	短答	論文		
監査基準	A	A	監基準	サブタイトルがあれば、「監査基準～そして伝説へ～」と言っても過言ではなく、全てはここから始まる。出題範囲の中で最重要となる基準。H30年やR02年の改訂における設定前文(本文の前にどういう理由でどの基準が変更したかを詳述してくれている。)は論文最重要論点の一つ。短答では結論を、論文では理由をしっかりと覚えておこう。
不正リスク対応基準	A	A	不基準	めちゃくちゃ重要な基準。「不正による重要な虚偽表示」とは「意図した粉飾(=わざとやっちゃった利益操作)」のことであり、これを撲滅するために監査人が存在する。不正リスク(意図した粉飾がなされる危険性)に応じて監査人の対応を変える際の指針を提供してくれる基準であるため、テキストを中心に絶対に理解しておこう。
中間監査基準	C	C	中基準	基本無視で問題ない。(終わり)
四半期レビュー基準	A	B	レビュー	主に上場企業において適用される。第2四半期と中間監査は全くの別物である。レビューの本質は野球に例えるところの「牽制球」に相当する。(この意味は講義で説明するが、めちゃくちゃ重要)
内部統制監査基準	B	B	内基準	正式名称は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」と「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」という2つの基準から構成される。名前が長くて面倒くさい上に基準もダラダラと長文で書いていて読みにくい。(作った奴ア○) テキストに重要事項を要約しているのだから、原文を確認する必要はない。難しい論点は切っても大丈夫。
品質管理基準	B	B	品基準	文言のクセが強い。読み方のコツは講義内で解説するので、要約したテキストの範囲内で理解すべし。
保証業務	B	C	保証	監査版「概念フレームワーク」という理解でOK 抽象的な用語が多数登場するが、その都度、知っている用語に置き換えることで暗記事項の省力化が可能となる論点。
公認会計士法	A	C	会計士法	短答ではほぼ100%確実に出題される。(監査論なのに会社法からも出る。) 全条文に目を通す必要はない。
金融商品取引法	A	C	金商法	見たらヤル気がなくなる。テキストや問題に出てくる論点の結論を中心に知識の定着を図ろう。論文では重点的に出題される論点からは除外されているため、重要度は低い。
会社法	A	C	会社法	
倫理規則	A	B	倫理	日本公認会計士協会からリリースされている職業倫理の規定。論文合格後の修了考査には「職業倫理」という科目として1時間の論述問題があるため、軽視すると後で痛い目にあう。

監査論における出題範囲	重要度		テキスト 略称	コメント
	短答	論文		
監査基準委員会報告書	A	A	監基報	H23年にクラリティ版(バインダーによる差替え方式)として全面改訂された。ナンバリングは国際監査基準の体系に従っている。「えっ、これって国際監査基準を日本語訳しただけじゃね?」は禁句。(業界から抹殺される。)旧実務指針の方が具体的な監査手続も規定されていて分かりやすかったのに、現在はすごく抽象的な規定が多くなった。しかし、短答では出題の半数近くを占めるため、基準の文言には絶対に慣れておく必要がある。理解のポイントはこのテキストと講義にある!重要論点は講義でも強調するので、ご安心を。
品質管理基準委員会報告書	A	B	品基報	第1号「監査事務所における品質管理」しかなかった気がする。そしてこれだけ押さえておけば十分。第〇号という言い方は、台風とホームランと品基報ぐらい。(あと、デア〇スティーニの創刊号の次から)
監査理論や他の実務指針	B	B	その他	「期待ギャップ」みたいな監査論初学者でも学習する内容なのに、基準で明文化されていない監査理論も結構ある。監基報と品基報以外の細かい実務指針はテキスト内に出てくるものだけでOK

### 3. 監査基準委員会報告書の体系と重要度

表題	重要度		番号	監査基準委員会報告書
	短答	論文		
	B	B	序	監査基準委員会報告書の体系及び用語
監査全般にわたる 基本的事項と責任	A	A	200	財務諸表監査における総括的な目的
	C	C	210	監査業務の契約条件の合意
	A	B	220	監査業務における品質管理
	A	B	230	監査調書
	A	A	240	財務諸表監査における不正
	B	B	250	財務諸表監査における法令の検討
	A	B	260	監査役等とのコミュニケーション
	A	B	265	内部統制の不備に関するコミュニケーション
リスク評価及び 評価したリスクへの対応	A	B	300	監査計画
	A	A	315	重要な虚偽表示リスクの識別と評価
	A	A	320	監査の計画及び実施における重要性
	A	A	330	評価したリスクに対応する監査人の手続
	C	C	402	業務を委託している企業の監査上の考慮事項
	A	A	450	監査の過程で識別した虚偽表示の評価
監査証拠	A	A	500	監査証拠
	B	B	501	特定項目の監査証拠
	A	A	505	確認
	B	C	510	初年度監査の期首残高
	A	A	520	分析的手続
	B	B	530	監査サンプリング
	A	A	540	会計上の見積りの監査
	B	C	550	関連当事者
	B	A	560	後発事象
	A	A	570	継続企業
	A	B	580	経営者確認書
	他者の作業の利用	A	A	600
B		B	610	内部監査人の作業の利用
A		B	620	専門家の業務の利用
監査の結論及び報告	A	A	700	財務諸表に対する意見の形成と監査報告
	A	A	701	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告
	A	A	705	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見
	A	A	706	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分
	B	C	710	過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表
	A	A	720	その他の記載内容に関連する監査人の責任
特殊な監査業務	B	B	800	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査
	C	C	805	個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査
	B	B	810	要約財務諸表に関する報告業務
その他の考慮事項	B	B	900	監査人の交代
	C	C	910	中間監査

上記の重要度は、監基報単独で見た時の「基準全体としての重要度」を意味している。

「テキスト内に記載した内容としての重要度」は「1. アカ凸監査 目次一覧表」の中に反映している。

## 4. アカ凸監査論テキスト（全体構造編）の特徴

### (1) テキストの特徴

この監査論テキスト(全体構造編)は、**全体でも150ページに満たない分量から構成**されている。なので、「この分量で大丈夫なの？」との不安を感じる方も少ないと思う。  
 全く問題ない！ここに力強く宣言する！  
 このテキストには、**本試験に必要なエッセンスを余すことなく要約し、凝縮しているため、想像以上に密度の濃い充実したコンテンツ**になっている。  
 一般的な予備校の2～3冊(500ページ)ほどの内容をわずか150ページ未満で**効果的かつ効率的に監査論の重要論点をマスターできる構造**にしている。  
 他のテキストはいらない。この一冊だけで**短答も論文も突破できる基礎力が要請されることは必ずお約束する！**  
 現に、**短答対策及び論文対策として、このテキストだけで合格できることをこれまで数多くの論文合格者が証明してくれている。**  
 ダラダラ意味不明の駄文や監基報の文言を完全に引用するといった分量だけいたずらに増やす手抜き工事は一切、実施していない。  
 およそ半年以上の歳月をかけて完成した「監査論テキスト(全体構造編)」を心行くまで堪能して頂きたい。絶対に後悔はさせない。  
 この分量のテキストページで短答も論文も突破できる可能性が一気に高まるなら、これはもうやるしかないでしょ！

### (2) 講義の特徴（7つのお約束と宣言！）

①	実際の監査実務の様子を講義内で取り込んでおり、 <b>監査論が楽しくて仕方がないような日本一分かりやすい講義</b> を目指します！
②	一つ一つ丁寧に時間をかけて講義を収録していきます。(受験予備校にありがちな、後半の講義速度が異様に早いみたいなことはありません。)
③	<b>監査実務の裏話や雑談</b> もたくさん講義に取り入れます。(この講義を聴いて、 <b>監査現場をイメージすることは論文対策としても重要なことです。</b> )
④	他の予備校と違って、 <b>暗記を強要するシーンが少ないことも特徴の一つ</b> として挙げられます。(「はい、これ覚えて下さい。では次にいきます。」みたいな受験生泣かせの傲慢鬼畜講義は絶対にやりません。)
⑤	そして何よりも講義を聴いて「 <b>モチベーションが上がる</b> 」仕様設計に仕立て上げています。
⑥	基準を基準として解説するのではなく、 <b>基準の文言を身近なものの題材に置き換えて記憶に定着しやすい講義を展開</b> します。(例えば、監査役等とのコミュニケーションはバスケットボール、四半期レビューは野球、内部統制の不備に関するコミュニケーションはサッカーでそれぞれ説明します。)
⑦	テキストのリファレンス単位で講義を収録するため、 <b>該当論点だけを動画で視聴することが可能</b> です。(例えば、「分析的手続」の講義だけを視聴したい場合には、目次一覧表の「J21」に相当する部分のみを受講すればOK！)

### (3) テキストや講義でよく省略する専門用語（参考）

よく省略する専門用語	テキスト略称	使用頻度	英語では
財務諸表	F/S	よく使う	Financial Statements
監査報告書	A/R	よく使う	Auditor's Report
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	GAAP	まあまあ	Generally Accepted Accounting Principles
一般に公正妥当と認められる監査の基準	GAAS	まあまあ	Generally Accepted Auditing Standards
監査リスク	AR	よく使う	Audit Risk
固有リスク	IR	まあまあ	Inherent Risk
統制リスク	CR	まあまあ	Control Risk
発見リスク	DR	まあまあ	Detection Risk
重要な虚偽表示リスク	RMM	たまに	Risk of Material Misstatement
監査上の主要な検討事項	KAM	よく使う	Key Audit Matters
継続企業の前提	GC	よく使う	Going Concern
日本公認会計士協会	JICPA	たまに	Japanese Institute of Certified Public Accountants

## 5. 対象者別におススメする講義受講について

### (1) アカ凸講義の受講の必要性

		監査論	初級編	上級編
短答受験生	初学者	-	◎	◎
	上級者	得意	×	△
		普通	×	○
		苦手	◎	◎
論文受験生	上級者	得意	×	△
		普通	△	△
		苦手	○	○

◎	絶対に講義から受講(強く推奨)
○	講義の再確認が必要
△	苦手論点や改正論点だけを受講
×	講義の受講は不要 論点確認用のサブ教材として利用

初学者: 監査論についてほとんど或いは全く知らない方  
 上級者: どこかの予備校や既存の教材での学習を一通り終えている方  
 なお、以前に学習はしたものの、講義途中で過去に挫折した方は初学者に分類します。

### (2) 初学者の方へ

必ず「初級編」の講義によるインプットから受講して下さい(これは絶対！！)  
 監査論は、監査論の世界観で登場する固有の概念を理解するのに少し時間を要します。(めちゃくちゃクセが強くて取っつきにくい科目上の性質があります。)  
 なので、**慣れないうちは何度も何度も講義を視聴**して下さい。  
 初学者の方は、**最初から無理して覚えようとしなくても大丈夫**。慣れてくると次第に知識として定着していきます。  
 なお、監査論におけるリスクとは「危険性」のことを指します。財務会計論で登場するリスクは「変動性」を指すため、混同しないように注意！

### (3) 「初級編」と「上級編」の講義について

アカ凸では「初級編」と「上級編」の講義を同一のテキストを利用して実施します。(シングルソース、マルチユース)  
 「初級編」と「上級編」でテキストを分けず、「初級編」で言及する論点については「上級編」でも再度学習します。  
 これによって、「初級編」で一度マーカーや書き込みをした論点を「上級編」で再確認することで効果的、効率的、多面的、複眼的な監査論の学習が可能となります。マジでおススメ。

### (4) 「初級編」の講義範囲について

「初級編」の講義コンセプトは、「監査の概要についてのイメージを掴むこと」にあります。だから、**めちゃくちゃ重要な概念や論点だけに絞って簡潔に講義解説を加えていきます**。  
 次ページにこのテキストを用いて解説講義を行う「初級編」の論点を一覧にしています。  
 これらの論点については、初学者を念頭に置いて、**一部の重要な論点のみ**講義解説を加えます。それ以外の部分については、「上級編」で確認しますので、どうぞご安心下さい。

### (5) 「上級編」の講義範囲について

アカ凸監査論 目次一覧表にある通り、**上から順番に**解説を加えていきます。なお、監査論は科目上の特性として、**一つの論点が複数多岐に関連する**ことが往々にしてあります。  
 なので、一つの論点を解説する際には、他の論点についても先に言及することがありますが、横断的な理解が不可欠な監査論においては極めて効果的かつ効率的な学習方法となります。  
 重要ポイントや難所については、しっかりと丁寧に解説を加えていきますので、是非とも解説講義をご覧下さい！

(6) 「初級編」の講義範囲一覧表

表題	見出し番号	主要論点	重要度		リファレンス (目次番号)	
			短答	論文		
第1章 総論	財務諸表監査総論	監査	B	B	G10	
		財務諸表	B	A	G11	
		財務諸表監査	A	A	G12	
	会計の基準(GAAP)と 監査の基準(GAAS)	G20	適用される財務報告の枠組み(GAAP)	A	B	G20
			一般に公正妥当と認められる監査の基準(GAAS)	A	A	G21
			監査基準(総論)	A	A	G22
	二重責任の原則	G30	二重責任の原則	A	A	G30
			経営者の責任	A	A	G31
			監査人の責任	A	A	G32
			F/S監査の目的(まとめ)	A	A	G33
第2章 監査主体論	監査人の人的条件	監査人の人的条件(まとめ)	A	A	H10	
		期待ギャップ	A	A	H11	
		精神的独立性	A	A	H12	
		外観的独立性	A	A	H13	
		職業的専門家としての正当な注意	A	A	H14	
		職業的専門家としての懐疑心(職業的懐疑心)	A	A	H15	
		職業的専門家としての判断	A	B	H16	
第3章 監査実施論	監査プロセス一巡	監査のプロセス	A	A	J10	
		監査要点	A	A	J11	
		監査手続	A	A	J12	
		監査証拠	A	A	J13	
		十分かつ適切な監査証拠	A	A	J14	
		意見表明のための基礎	A	A	J15	
	リスク・アプローチ	J40	リスク・アプローチ総論	A	A	J40
			監査リスク(AR)	A	A	J41
			重要な虚偽表示リスク(RMM)	A	A	J42
第4章 監査報告論	監査報告書(基本)	R10	A	A	R10	
		監査意見に関する基本原則	A	A	R11	

※上記論点の一部だけを「初級編」では取り扱います。

(7) 最後に・・・

監査論は、学校の義務教育で学習する科目ではありません。なので、全員横一列、0からのスタートとなります。論文合格者も例外なく、全くの初学者からスタートして、一歩ずつ着実に力を付けて合格を勝ち取っています。なので、現在の状況に関わらず、誰でもやり方次第で何とでもなります！アカ凸のテキストと講義を信頼して下さい。どうか任せて下さい！！絶対にあなたを論文合格まで導きます！ さあ、では始めようか！！ By 松本講師

監査論テキスト ver.1.0.0

著作権者 アカ凸

無断複製・無断転載等を固く禁じます。